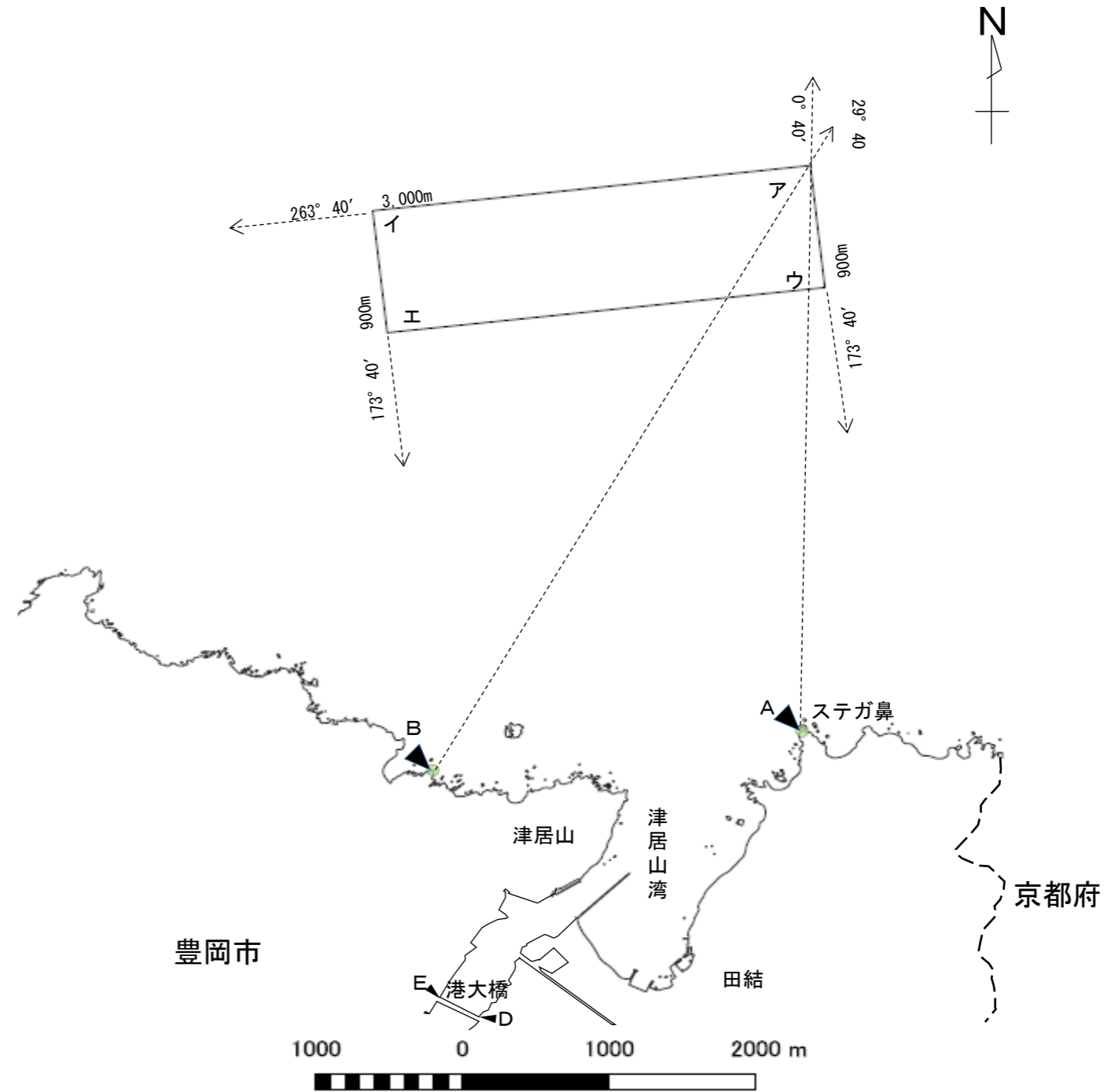


免許番号 共第204号

漁場の位置 豊岡市沖合

漁場の区域 次の点のうちア、イ、エ、ウ及びアを結んだ線によって囲まれた区域

- 点の位置
- A 豊岡市田結ステガ鼻北端  
(北緯35度39.58分、東経134度51.15分)
  - B 豊岡市瀬戸獅子ヶ鼻北端  
(北緯35度39.42分、東経134度49.48分)
  - ア A点から0度40分の線とBから29度40分の線との交点  
(北緯35度41.82分、東経134度51.18分)
  - イ アから263度40分3,000メートルの点  
(北緯35度41.64分、東経134度49.21分)
  - ウ アから173度40分900メートルの点  
(北緯35度41.34分、東経134度51.25分)
  - エ イから173度40分900メートルの点  
(北緯35度41.16分、東経134度49.27分)



注1：方位は真方位、緯度・経度の座標は世界測地系を示す。

注2：括弧書きで併記している緯度経度座標は参考値を示す。

令和 5年 9月 1日免許

共 第204号 漁 場 図

表示

表示番号	漁場		別紙漁場図のとおり（漁場図つづり込帳 第 冊 丁）			免許年月日	令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類	主な漁獲物	漁業時期	漁業の種類	主な漁獲物	漁業時期	制限又は条件		
	3	つきいそ漁業		1月1日から12月31日まで				なし	
1									
海区	但馬海区		免許番号	共 第 204 号			摘要		

表示番号	表示	漁業権区		入漁権区	
		順位番号	事項	順位番号	事項
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	美方郡香美町香住区若松747番地 但馬漁業協同組合 のための漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		